第十九・五条　農業分野における協力に関する作業部会

1　第二十三・四条の規定に基づいて設置される農業分野における協力に関する作業部会（以下この章において「作業部会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　作業部会は、次の任務を有する。

(a)　この章の規定の実施及び運用を確保し、並びにこれらについて検討すること。

(b)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(c)　報告する活動がある場合には、合同委員会に対して作業部会の活動を報告すること。

(d)　両締約国の民間部門の間の協力であってこの章の規定の目的に寄与するものを円滑にすること。

(e)　合同委員会が第二十三・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3　作業部会は、その手続規則及びこの章に規定する協力の詳細を採択する。

4　作業部会は、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものをコンセンサス方式によって招請することができる。

第十九・六条　連絡部局及び連絡

1　一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするために少なくとも一の連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

2　一方の締約国に所在する関係団体であって両締約国の政府以外のものが提起するこの章の規定に関連する要請は、一方の締約国のこの条に規定する連絡部局が他方の締約国のこの条に規定する連絡部局に対して合理的な期間内に通報する。

3　この章に規定する連絡については、英語により行う。

第十九・七条　他の章との関係

1　この章の規定は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第二章、第六章、第七章又は第十四章の規定の対象となる事項については、適用しない。

2　この章のいかなる規定も、第二章、第六章、第七章及び第十四章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十九・八条　紛争解決

この章の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第二十章　中小企業

第二十・一条　目的

両締約国は、この章の規定及びこの協定の他の規定であって、中小企業に関連する事項についての両締約国間の協力を促進することを追求し、又は中小企業にとって特に利益となる可能性のあるものの重要性を認識する。

第二十・二条　協力

1　両締約国は、中小企業が世界市場に参加するに当たって支援が必要となる場合があることを認識しつつ、次のことのために協力活動を行い、及び強化する。

(a)　両締約国の中小企業がこの協定の下での商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること。

(b)　両締約国の中小企業のための貿易及び投資の機会を促進し、及び円滑にすること。

2　1に規定する協力活動には、次のことを含めることができる。

(a)　中小企業を支援することを目的として、両締約国の関係団体（非政府機関を含む。）の間の協力を促進すること。

(b)　この協定の下で中小企業が得ることができる利益につき中小企業に情報を提供するためのセミナー（インターネットを通じて行われるものを含む。）、研究集会その他の活動を発展させ、及び促進すること。

(c)　特に次の事項について、輸出者である中小企業を支持し、及び支援するに当たり、各締約国の経験及び最良の慣行に関する情報を交換し、並びにそれらを討議すること。

(i)　研修計画

(ii)　貿易に関する教育

(iii)　貿易金融

(iv)　他方の締約国における取引相手の特定

(v)　ビジネスに関する適切な資格の取得

(vi)　世界的なサプライチェーンへの参加及び統合

(vii)　電子商取引の利用

3　両締約国は、また、1及び2に規定する協力活動において民間部門の関与が重要であることを認識する。

第二十・三条　情報共有

1　各締約国は、公にアクセス可能な自国のウェブサイトであって、この協定に関する情報（次の事項を含む。）を有するものを開設し、又は維持する。

(a)　この協定の本文（全ての附属書、特に、関税率表及び品目別原産地規則を含む。）

(b)　この協定の概要

(c)　次の事項を含む中小企業のための情報

(i)　中小企業に関連すると認めるこの協定の規定の説明

(ii)　この協定によって与えられる機会から利益を得ることに関心を有する中小企業にとって有用であると認める追加的な情報

2　各締約国は、1に規定する自国のウェブサイトに次のウェブサイトへのリンクを含める。

(a)　他方の締約国の同様のウェブサイト

(b)　自国の政府当局その他適当な団体のウェブサイトであって、自国において貿易、投資又はビジネスを行うことに関心を有する者にとって有用であると認める情報を提供するもの

3　各締約国は、自国のウェブサイトにリンクされた2(b)に規定するウェブサイトが次の事項に関する情報を提供することを確保する。

(a)　関税法令及び税関手続並びに自国の関税領域への輸入、自国の関税領域からの輸出又は自国の関税領域における通過のために必要とされる手続、実務上の手順、書式、文書その他の情報についての説明

(b)　知的財産権に関する法令（知的財産権に関する手続を含む。）

(c)　強制規格及び適合性評価手続

(d)　輸入及び輸出に関連する衛生植物検疫措置

(e)　第十・四条の規定による政府調達のための公示その他の関連する情報

(f)　企業の登記に関する手続

(g)　該当する場合には、輸入手続において徴収される税

(h)　中小企業にとって有用であると認めるその他の情報

4　各締約国は、1に規定する自国のウェブサイトに、関税品目表の番号によって電子的に検索可能なデータベースであって、適当と認める場合には自国の市場へのアクセスに関する次の情報を含むものへのリンクを含める。

(a)　自国が他方の締約国の原産品に適用する関税率、実行最恵国税率及び自国が設定した関税割当て

(b)　輸入及び輸出について又はこれらに関連して課される税関手数料その他の手数料（品目別手数料を含む。）

(c)　その他の関税措置

(d)　原産地規則

(e)　関税の払戻し若しくは納期限の延長又は関税を削減し、還付し、若しくは免除する他の種類の救済